

派遣事業マージン率等のご案内

株式会社日立ソリューションズ・クリエイト

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項に基づき、
当社直近の事業年度におけるマージン率等の情報を以下に記載します。

事業所名

株式会社日立ソリューションズ・クリエイト（本社）

派遣先の実績及びマージン率等

派遣先から当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた額を派遣料金で除した値を
マージン率（※）といいます。

A	B	C	D	(C-D) /C
派遣労働者数	派遣先事業者数	労働者派遣料金の 平均額	派遣労働者の賃金 の平均額	マージン率
44 名	17 箇所	68,077 円	42,570 円	37.47%

2025 年 3 月 31 日現在

※マージン率には以下の費用を含みます。

- ・社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料等の事業主負担分）
- ・労働保険料（雇用保険料の事業主負担分及び労災保険料）
- ・教育研修費用
- ・派遣事業にかかる運営費（募集・営業・就業管理・事務管理費・事務所賃借料）
- ・営業利益（マージン率から上記各項目等を差し引いた利益）

教育訓練に関する事項

- 新入社員研修 ●年次別技術研修 ●目的別技術研修 ●階層別研修
（集合研修、e-Learning 等を通じて実施します）

労使協定に関する事項

待遇決定に関する労使協定を締結済

- ・協定の対象となる派遣労働者：期間を定めないで雇用される派遣労働者（無期雇用）
- ・協定書の有効期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

その他の労働者派遣事業の業務に関し、参考となると認められる事項

- ・派遣労働従事者は無期雇用のため、着実なスキルアップを行うことができます。

以上